

～益田市国民健康保険加入世帯の皆さんへ～

令和8年度国民健康保険税の納税通知書(保険税の決定通知書)の送付について

納税通知書(以下、通知書)を6月中旬に各世帯主宛てに発送します

令和8年度国民健康保険税の年間額や各納期の納付金額についてお知らせします。

通知書の様式が変更となります

これまでの横長の冊子型から、A4サイズの様式に変更となります。

納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。なお、国民健康保険税を算定する際には、擬制世帯主の所得は含めませんが、保険税の軽減判定の際には、擬制世帯主の所得を含めて計算し判定を行います。

普通徴収(口座振替または納付書払い)の初回(第1期)納期限は6月30日(火)です

令和8年度からの国民健康保険税の改正内容

- 新たに子ども・子育て支援金分が追加され、税率、賦課限度額が設定されました。
- 益田市国民健康保険事業運営協議会からの答申を踏まえ、各種税率を変更しました。
- 低所得世帯の法定軽減(均等割額、18歳以上均等割額、平等割額)の軽減判定基準額および賦課限度額が変更となりました。



▲「子ども・子育て支援金制度について」

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分 (40歳～64歳)	子ども・子育て 支援金分(新規)
所得割率	7.85% (▲0.25%)	3.02% (+0.08%)	2.75% (+0.15%)	0.27% (新規)
均等割額	27,300円 (▲1,200円)	11,080円 (+1,150円)	11,420円 (+20円)	1,200円 (新規)
平等割額	18,760円 (▲440円)	7,400円 (+450円)	6,620円 (▲30円)	760円 (新規)
18歳以上 均等割額	-	-	-	60円 (新規)
賦課限度額	67万円(+1万円)	26万円(変更なし)	17万円(変更なし)	3万円(新規)

※かっこ内の数値は前年比

※子ども・子育て支援金分について、18歳未満の子ども、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの子どもにかかる均等割額は、10割軽減されます。

◆前年の所得が軽減判定基準額以下の場合、保険税の均等割額(18歳以上均等割額含む)と平等割額が軽減されます。

※申請不要

軽減割合	軽減判定基準額
7割	43万円 ^{※1}
5割	43万円+31万円×国保被保険者数と特定同一世帯所属者 ^{※2} の合計 ^{※1} (前年度:43万円+30.5万円×国保被保険者数と特定同一世帯所属者の合計)
2割	43万円+57万円×国保被保険者数と特定同一世帯所属者 ^{※2} の合計 ^{※1} (前年度:43万円+56万円×国保被保険者数と特定同一世帯所属者の合計)

※1 世帯内の給与所得者等(一定額以上の給与収入、年金収入がある方)が2人以上の場合、【10万円×(給与所得者等の人数-1)】を、軽減判定基準額に加算して判定します。

※2 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者へと移行した方のことを指します。

申告はお済みですか? 所得がなかった場合も申告が必要です

市県民税・所得税の申告が必要な方が申告していない場合、所得が把握できないため、国民健康保険税の軽減判定ができません。令和7年中に所得がなかった場合でも、税務課市民税係で申告を行ってください。

※令和8年1月1日時点で益田市にお住まいでなかった方は、1月1日時点の住所地の申告担当窓口で申告してください。

【問い合わせ先】市保険課 保険係 ☎ 31-0212 ☎ 24-0180